

給付制奨学金の実現と学費の無償化を進めることを求める意見書

大学など高等教育の学費負担の重さは、充実した学生生活を望む若者の前に立ちふさがり、障害となっている。若い世代に不安定雇用が広がるもとの、経済的理由から奨学金を返済できない人も増えている。

政府は2012年9月、中等・高等教育の漸進的無償化を求めた国際人権規約第13条第2項(b)及び(c)の留保を撤回した。これにより、日本は高校・大学など「中等・高等教育の無償化」を目指すことになった。公立高校授業料への所得制限の導入は、無償化への歩みを後退させるものであり、クラスに分断を持ち込み、保護者・学校現場の混乱を招くことも危惧される。

教育の無償化は、憲法でうたわれた「教育を受ける権利」及び教育基本法における「教育の機会均等」から要請されることである。主要国では、すでに返済の必要のない給付制奨学金が整備されており、その多くで大学授業料の無償化、ないしは低額措置が実施されている。ECD（経済協力開発機構）の調査では、GDP（国内総生産）に占める日本の高等教育予算は0.5%と加盟34か国中で最低水準になっている。

家庭の収入にかかわらず、だれもが安心して学ぶことができるよう、教育無償化の取り組みは急務である。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 高校生、大学生などを対象とした給付制奨学金制度を早期に創設すること。
2. 公立大学の学費減免制度など負担軽減策を拡充し、段階的に学費無償化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣